

報告第14号

専決処分の承認を求めることについて

平成28年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算(第3号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年6月1日 提出

おいらせ町長 三村 正太郎

専決第 9 号

平成 28 年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算（第 3 号）について

平成 28 年度おいらせ町の奨学資金貸付事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 248 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,360 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 31 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 寄附金		343	42	385
	1 寄附金	343	42	385
3 繰入金		6,360	△1,351	5,009
	1 一般会計繰入金	2,275	190	2,465
	2 基金繰入金	4,085	△1,541	2,544
5 諸収入		15,632	1,061	16,693
	1 貸付金元利収入	15,632	1,061	16,693
歳入	合計	22,608	△248	22,360

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		22,608	△248	22,360
	1 奨学資金貸付事業費	22,608	△248	22,360
歳 出	合 計	22,608	△248	22,360